

労働保険料等の納付は 口座振替がかんたん・便利です

労働保険料等の口座振替とは

労働保険料等（労働保険料、一般拠出金）の納付を、指定の口座から自動で引き落とされるように設定できる制度です。

これにより



- ① 窓口へ赴く時間・移動・経費のコストが削減されます。
- ② 振替予告と振替結果をハガキでお知らせしますので、納付漏れ防止・納付額の確認に便利です。
(ハガキは、概ね振替日前後3週間でお知らせします)
- ③ 納付漏れ防止で、延滞金を課される可能性が減ります。
- ④ 手数料はかかりません。
- ⑤ 納期限に最大約2か月のゆとりができます。

	全期または1期	2期	3期
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
口座振替 (引落日)	9月6日	11月14日	2月14日

※労働保険事務組合については第2期、第3期の納期限がそれぞれ11月14日、2月14日であり、口座振替による納付日と同日です。

ご利用開始の手順については裏面をご覧ください。

(問い合わせ先) **山梨労働局労働保険徴収室** TEL055-225-2852

月～金（祝祭日除く）8：30～17：15

250123 山梨労働局労働保険徴収室

労働保険料等の口座振替の利用開始手続き

口座振替申込書を取得し、指定する口座情報を記載してください



申込期限までに、指定した口座の金融機関窓口へ提出してください

【事務組合の場合】書類が返戻されますので、事務組合控え以外を労働局へ提出してください。

【それ以外の場合】金融機関から労働局へ提出されますのでお手続きは不要です。



登録はがきが事業場へ届きます

山梨県内で申込書が取得できる場所

- ・山梨労働局労働保険徴収室
- ・労働基準監督署
- ・公共職業安定所（出張所含む）

※厚生労働省ホームページでは、様式ダウンロードまたは電子媒体の取得ができます。

※山梨労働局、労働基準監督署、公共職業安定所では申込手続きはできません

金融機関への提出期限

希望する振替開始時期	金融機関への提出期限
1期分から	<u>2月25日</u>
2期分から	<u>8月14日</u>
3期分から	<u>10月11日</u>

※提出期限を過ぎてしまいますと、次期分からの取り扱いとなります。

※期限日が土日祝日の場合には、そのあとの最初の金融機関営業日となります。

（口座振替制度利用可能金融機関の例） ※あいうえお順 **※一部のみ抜粋**

・イオン銀行、クレイン農業協同組合、甲府信用金庫、都留信用組合、笛吹農業協同組合、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、山梨県民信用組合、山梨県信用農業協同組合連合会、山梨信用金庫、山梨中央銀行、山梨みらい農業協同組合、ゆうちょ銀行、りそな銀行、梨北農業協同組合ほか。

※令和7年第1期分より、GMOあおぞらネット銀行もご利用いただけます。

口座振替様式ダウンロード・電子媒体の取得、口座振替対象金融機関の詳細につきましては厚生労働省ホームページをご覧ください

労働保険料等 口座振替納付



よくあるご質問

Q1 個人事業主でも利用はできますか

A1 法人、個人事業主等どなたでもご利用いただけますが、一部ご利用いただけない金融機関がございます。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

Q2 いつも納付は年度更新申告書の提出と一緒に金融機関で行っています。その制度と何が違うのでしょうか

A2 ご利用いただいている手続きは「同時納付」といわれるものですが、納付後の申告書審査で申告内容に誤りが認められた場合は、追加納付や還付等の手続きが必要となる場合があります。口座振替の場合は、申告書は労働局又は監督署に御提出いただくこととなりますが、振替日前に職員が申告書の内容審査を行い、振替額を確定しますので、払い漏れ・払い過ぎ・問い合わせ対応等の事後的な事務負担が発生する可能性が比較的少なくなります。なお、口座振替制度を設定されると、「同時納付」はできなくなります。

Q3 口座振替制度を利用した場合、年度更新申告書はどんな手続きになるのでしょうか

A3 制度利用前とほぼ変わりません。申告書をご作成いただき労働局または監督署あてご提出ください。その後、振替日前日までに申告書控えに記載されている納付額を、ご口座にご用意ください。※申告書控えに記載されている金額は審査の結果変更される場合があります。その際は別途ご連絡を差し上げますのでご対応をお願いいたします。

Q4 事業場が複数あり、全てを口座振替納付としたいです。すべてにおいて口座振替申込手続きが必要でしょうか

A4 労働保険番号ごとに、口座振替申込手続きが必要です。

Q5 今年度から事業を開始しました。口座振替は利用できますか

A5 延納をしている場合であって、希望する納期分の金融機関窓口提出期限までに口座振替申込手続きを行っていただければ、ご利用いただくことが可能です。延納をしていない場合は来年度振替分からになります。※延納についてはQ6をご覧ください

Q6 第二期分から利用したいのですが、延納とはなんですか。

A6 延納とは、いわゆる分割納付のことになります。年度更新時に申告した（する）労働保険料の額が一定以上の事業場であって、申告時に延納することを申請した場合にご利用いただける制度です。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧くださいか、山梨労働局労働保険徴収室または各労働基準監督署あてお問い合わせください。

Q7 口座変更や、名義変更等の場合はどうすればよいのでしょうか。

A7 専用用紙（※）を変更後の金融機関へ提出していただく必要がございます。ただし振替実施予定日から2か月以内に提出をされた場合、変更手続きが間に合わない可能性がございます。詳しくは山梨労働局労働保険徴収室までお問い合わせください。

※新規申込時の用紙と同じものです。

Q8 労働保険手続きは法人名ですが、経理の都合上、口座振替元の口座は代表者名義の口座にしたいのですが、どうすればよいでしょうか。

A8 口座振替を行う口座名義が事業主名と異なる場合は「労働保険料等の口座振替納付に関する同意書」を山梨労働局労働保険徴収室あてご提出ください。この「同意書」は厚生労働省ホームページ内から取得できます。



「労働保険料等の口座振替納付」



「労働保険料の申告・納付」

※ いずれも厚生労働省ホームページ

Q9 今期だけ振替を止めたいのですが可能ですか。

A9 振替日までの残日数によっては可能な場合があります。山梨労働局労働保険徴収室まで速やかにご連絡ください。

Q10 残高が足りず、振替不能となってしまいました。どうすればよいですか。

A10 概ね3週間後に「振替不能はがき」が届きます。それと同時に納付書が郵送されますので納付書にて金融機関で納付してください。速やかに納付いただきませんと、延滞金が生じる可能性があります。

Q11 事前通知はがき（又は結果はがき）を紛失してしまいました。経理上必要なので再発行できませんか。

A11 様式が少し変わってしまいますが、可能です。山梨労働局労働保険徴収室までご連絡ください。

Q12 近いうちに労働保険事務組合に事務委託を考えています。その場合口座振替はどうなりますか。

A12 委託後は、納付先が事務組合になり、現行の国で実施している口座振替制度は解除扱いになります。事務組合に対しての納付方法については、委託先の事務組合担当者にご確認ください。また、解除するまでの労働保険料納付については、後述のQ13をご覧ください。

Q13 事業を終了します。口座振替はどうなりますか。

A13 事業廃止の場合は、原則として納付書で納付いただく必要がありますので、**納付すべき保険料等は納付書によって納付してください。**なお、事業終了の場合は労働保険料の確定申告が必要ですのでこちらも忘れずにご対応ください。

※振替日が1か月以内に迫っている場合は、山梨労働局あて速やかにご連絡ください。

Q14 昨年度末で事業を終えたので、事業廃止に係る申告手続きをしたところ、不足分の保険料と、一般拠出金を払うよう言われました。この分について口座振替にすることはできますか。

A14 できません。提出時に納付書をお渡ししますので、こちらを使ってお納めください。

Q15 年度更新分の保険料等が振り替えられる前に、個人事業主である夫が急逝しました。指定口座は夫のもので、凍結されてしまっています。口座振替の解除手続きはできていません。どうしたらよいですか。

A15 山梨労働局あて速やかにご連絡ください。引落日やご口座の状況を鑑みてご案内させていただきます。

Q16 労働保険料等の未納がないことを証明してほしいのですが、口座振替を設定している場合、いつなら証明できますか。

A16 振替日から約2週間後になります。お急ぎの場合は状況に応じて代案を講じますので、山梨労働局労働保険徴収室までご相談ください。

このほか、ご不明点は、

山梨労働局労働保険徴収室までお問い合わせください。

055-225-2852 月～金（祝祭日除く） 8：30～17：15